

平成30年 第3回教育委員会 会議録

日 時	平成30年2月20日（火） 午後2時～午後2時32分
場 所	向日市立図書館 研修室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事務局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、副部長兼生涯学習課長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹2名、教育総務課主査
議 題	議案第2号 「平成30年度 向日市の教育について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	議案第2号「平成30年度 向日市の教育について」を上程する。
事務局	<p>— 平成30年度 向日市の教育について —</p> <p><b>【学校教育指導の重点分】</b></p> <p>表紙は、青色を基調にし、デザインも変えていないが、写真は変更した。写真の数は、昨年度と同じ9枚であり、5枚が学校教育に関するもの、4枚が社会教育に関するものである。</p> <p>タイトルについては、向日市の教育、新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進から変更はない。</p> <p>写真の背面の三つの輪については、文部科学省が過去に使っていたデザインにしている。</p> <p>表紙の写真について、上から1行目、左から1列目は、学校教育に関する写真で、本年度、体力・運動能力の向上の研究指定を受けた勝山中学校の体育の授業で、ハードルを使ってジャンプをすることにより、跳躍力を高めている様子である。</p> <p>上から1行目、左から2列目は、社会教育に関する写真で、地域で支える学校教育推進事業で、地域の方にしめ縄づくりを教えてもらっている様子である。</p> <p>上から1行目、左から3列目は、学校教育に関する写真で、道徳教育教員研修において、研修の講師と本市の小中学校の教員が、道徳の授業について話し合っている様子である。</p> <p>上から2行目、左から1列目は、社会教育に関する写真で、本年度、天文館が、小学校で天文学出前授業を行った様子である。</p> <p>上から2行目、左から2列目は、学校教育に関する写真で、本年度の中学生英語スピーチ大会の様子である。</p> <p>上から2行目、左から3列目は、社会教育に関する写真で、本年度、中</p>

央公民館による市民文化展を実施した様子である。

上から3行目、左から1列目は、学校教育に関する写真で、本年度、第2向陽小学校と第5向陽小学校のクラブ活動で実施したプログラミング教育において、指導者の地域の方と児童がプログラミングの作業をしている様子である。

上から3行目、左から2列目は、社会教育に関する写真で、本年度、図書館において、おはなし会を実施した様子である。

上から3行目、左から3列目は、学校教育に関する写真で、ALTが授業で指導をしている様子である。

1ページと2ページについて、変更はない。

1ページでは、新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進の説明、三つの輪の「一人一人の自立」「共生する地域」「人権が尊重される社会」のイメージ図、向日市の特色を生かした教育活動について「あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション」「本が好きな子どもをはぐくむ読書活動」「ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習」「身近な環境から主体的に考える環境教育」「学校、家庭、地域社会がともに進める食育」を掲載している。

1ページをもとに、2ページからの学校教育指導の重点と7ページからの社会教育指導の重点の二分野にまとめている。

2ページでは、学習指導要領の移行期で、現在の取組と新しい取組が、混在する時期であり、現在の取組を生かしながら、円滑に移行することが望ましいことから、変更はない。

3ページの「学力の向上と個性を伸ばす教育の推進」では、「1学習指導の充実」で「(1)新学習指導要領移行措置の確実な実施」を挿入した。

全体に関わる重要な文言であるため、はじめの項目(1)とした。

(1)の挿入に伴い(2)から(10)まで、資料で赤い両括弧数字の表記を変更した。

特に、「(4)「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着」については、特に配慮すべき事項で、今年度までは、算数、数学的活動、理科実験の学習活動に関する文言を記載していたが削除した。

10年前に学習指導要領が改訂されたときに、算数、数学、理科の科目が非常に大きく取り上げられ、算数、数学、理科に着目した学習活動として残っていたが、新しい学習指導要領では、基礎学力の定着は全ての教科で行うという内容であり、円滑に移行することが望ましいことから、削除した。

「2特別支援教育の充実」は、変更がない。

ユニバーサルデザインという文言については、現在もその考え方が継続しているので残している。

「3キャリア教育の充実」は変更がない。

「4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実」について、「(1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成」の主権者教育とは、小学校1年生から中学校3年生までの間に、自分の意見を言ったり、人の意見を聞いたりすることができるようになることである。

特に配慮すべき事項として、新聞の活用と記載していたが、新聞だけではなく、テレビのニュースや本など情報を様々なところから入手することができることから、新聞等の効果的な活用という言葉に変更した。

4 ページの「5 校種間連携の強化」の「(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携」については、新しい学習指導要領において、新幼稚園教育要領や保育指針等との接続が重複されていることから、特に配慮すべき事項に「幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実」という文言を記載した。

次に、「豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進」について、「1 道徳教育の充実」の「(1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実」の特に配慮すべき事項の「(1) 道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善」という文言をいれた。

「3 生徒指導の充実」の「(2) 児童生徒の規範意識の醸成」の特に配慮すべき事項の「法やルールに関する教育」の推進を、指定研究の推進の期間が終わったことから削除した。

5 ページの「健やかな身体の育成と体力の向上」の「3 食育の推進」の「(1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進」「(2) 地場製品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成」の特に配慮すべき事項に「(2) 中学校給食を活用した食育の充実」という文言を新しく挿入した。

「家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり」の「1 開かれた学校づくりの推進」の(1)の特に配慮すべき事項の「(2) 地域学校協働活動の活用」を事業名が変更したことによる修正を行った。

6 ページの「教職員の資質能力の向上」の(2)は、前回の教育委員会で様々な意見があり、小小連携等について、一番適切な表記を検討し、「各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実」と記載した。

「安心・安全な教育環境の充実」については、来年度も、不登校の未然防止、巡回・来所・電話相談、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の充実に取り組む。

また、いじめの未然防止に向け、引き続き強化して取り組む。

事務局

**【社会教育指導の重点分】**

平成30年度は、ふるさと向日市創生計画等に特に大きな変更がないことから、社会教育の分野においては、5本の柱のとおり変更なく進めたい

	<p>と考えている。</p> <p>今回の改訂で参考としているのは、「京都府の平成30年度の社会教育を推進するため」で、一部文言修正がされたことに伴う修正がある。</p> <p>まず、7ページについては、変更はない。</p> <p>8ページについて、大きな柱の「家庭・地域社会の教育力の向上」の説明文に「とともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、」の文言を挿入した。</p> <p>京都府で、学校と家庭・地域が協働していくということの重要性を強調するという趣旨で協働という言葉を追加したことに伴い、本市においても、追記を行った。</p> <p>次に、「2 地域社会の教育力の向上」の(1)の地域で支える学校教育推進事業の事業名が、国と府において、地域学校協働活動と変更したことから、この部分に修正を行った。</p> <p>9ページは、修正はない。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>表紙の写真のタイトルにおいて、主催を記載している場合と、会場を記載している場合があるので統一した方が良いと感じる。</p>
事務局	<p>主催で統一する。</p> <p>中央公民館は、公民館に変更する。</p>
委員	<p>5ページの「3 食育の推進」の特に配慮すべき事項の「中学校給食を活用した食育の充実」と記載したのは、中学校給食がはじまるから特に配慮するという意味合いであるか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
教育長	<p>議案第2号「平成30年度 向日市の教育について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手により、議案第2号は承認された。</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

向日市教育委員会議案第2号

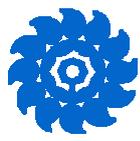
平成30年度向日市の教育について

平成30年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月20日提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

平成30年度



# 向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進



体力・運動能力の向上(中学校)



しめ縄づくり(地域でまえる学校教育推進事業)



道徳教育 教員研修



天文学出前授業(天文館)



中学生英語スピーチ大会



市民文化展(中央公民館)



パソコンクラブ(小学校)



おはなし会(図書館)



外国語活動

向日市教育委員会

平成30年度 指導の重点

# 新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

## 一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

## 共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

## 人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

### 向日市の特色を生かした教育活動

- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成）
- 本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実）
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- 身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進）
- 学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）

# 学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

## 生きる力

<b>確かな学力</b>	基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
<b>豊かな人間性</b>	自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など
<b>健康や体力</b>	たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の向上と個性を伸ばす教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習指導の充実</li> <li>2 特別支援教育の充実</li> <li>3 キャリア教育の充実</li> <li>4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実</li> <li>5 校種間連携の強化</li> </ol>
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道徳教育の充実</li> <li>2 人権教育の推進</li> <li>3 生徒指導の充実</li> <li>4 芸術・文化活動の充実</li> </ol>
健やかな身体の育成と体力の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体力・運動能力の向上</li> <li>2 健やかな身体の育成</li> <li>3 食育の推進</li> </ol>
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開かれた学校づくりの推進</li> <li>2 学校改善に生かす学校評価の充実</li> </ol>
教職員の資質能力の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員研修の充実</li> <li>2 教職員評価の実施</li> </ol>
安心・安全な教育環境の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校における安心・安全の確保</li> </ol>

# 学力の向上と個性を伸ばす 教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

## 1 学習指導の充実

- (1) 新学習指導要領移行措置の確実な実施
- (2) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及
- (3) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (4) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (5) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実
- (8) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実
- (9) グローバル化に対応できる人材の育成
- (10) 市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

### 特に配慮すべき事項

- (4) ・「中 1 振り返り集中学習」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用  
・音読や古典に関する学習活動を重視  
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (7) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用  
・市内各施設・史跡等の活用  
・地域人材の活用
- (8) ・学校図書館支援員の活用  
・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携
- (9) ・A L T (外国語指導助手)の積極的な活用  
・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

## 2 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実
- (2) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用
- (3) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発

※ 授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり

- (1) ・授業のユニバーサルデザイン化(※)  
・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用
- (2) ・コーディネーター連絡会議の充実

## 3 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (2) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

- (1) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の時間

## 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

- (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (2) I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成
- (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

- (1) ・新聞等の効果的な活用
- (2) ・デジタル教科書の効果的な活用  
・情報モラル教育の充実
- (3) ・地域や関係機関との連携

## 5 校種間連携の強化

- (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実
  - (2) 幼稚園・保育所と小学校の連携
  - (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実
- (2) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実

# 豊かな人間性をほぐくむ 心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

### 1 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
  - (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切に作る心などをはぐくむ授業の充実
  - (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
  - (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- 特に配慮すべき事項**
- (1) ・道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
  - (2) ・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用  
・小中学校道徳実践交流会の充実
  - (4) ・あいさつ運動の推進

### 2 人権教育の推進

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
  - (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
  - (3) 公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導  
・京都府人権関係資料等の積極的な活用

### 3 生徒指導の充実

- (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
  - (2) 児童生徒の規範意識の醸成
  - (3) 異年齢交流活動など「自己有用感」を育てる取組の充実
- (2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施

### 4 芸術・文化活動の充実

- (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
  - (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施
- (1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実  
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

# 健やかな身体の育成と 体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

## 1 体力・運動能力の向上

- (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実
- (2) 中学校部活動の活性化
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

### 特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用  
・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用
- (2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用

## 2 健やかな身体の育成

- (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実
- (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実
- (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

- (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (2) ・「<sup>いのち</sup>生命のがん教育授業」の活用

## 3 食育の推進

- (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進
- (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

- (1)(2)  
・栄養教諭・栄養士による授業の充実  
・**中学校給食を活用した食育の充実**

# 家庭・地域社会との連携による 特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

## 1 開かれた学校づくりの推進

- (1) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (2) 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進
- (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進

### 特に配慮すべき事項

- (2) ・**地域学校協働活動**の活用  
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・あいさつ運動の推進

## 2 学校改善に生かす学校評価の充実

- (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信
- (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立

- (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

# 教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

## 1 教職員研修の充実

- (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実
- (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実
- (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実
- (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

### 特に配慮すべき事項

- (1)(3)
  - ・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
  - ・全教職員対象の研修会の実施
- (4) ・『コンプライアンスハンドブック』を活用した研修の充実

## 2 教職員評価の実施

- (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

# 安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

## 1 学校における安心・安全の確保

- (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実
- (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底
- (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底
- (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (6) P T A、地域社会との連携、登下校など学校内外の安全確保の徹底

### 特に配慮すべき事項

- (1) ・教育相談事業等の効果的な活用
  - 巡回・来所・電話相談
  - 適応指導教室
  - スクールソーシャルワーカー
  - 心の相談サポーター
  - スクールカウンセラー
  - まなび・生活アドバイザー
  - 心の居場所サポーター
- (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
- ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
- ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (4) ・自転車運転免許教室等の実施
- (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
- ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

# 社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

## 生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

### 1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

#### 特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

### 2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

(3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実

#### 特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<p>&lt;公民館&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成</li></ul>	<p>&lt;文化資料館&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用</li></ul>
<p>&lt;図書館&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実</li></ul>	<p>&lt;天文館&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実</li></ul>

## 家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強める とともに、より社会を創る という目標を共有した上で 連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

### 1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

#### 特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

### 2 地域社会の教育力の向上

- (1) 「地域で支える学校教育推進事業（地域学校協働活動）」の拡充
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

# 人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

## 1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

### 特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実  
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進  
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

# スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

## 1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

### 特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

# 歴史・文化資源の整備と活用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

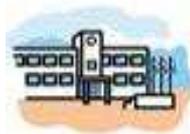
## 1 文化財の保護と活用

- (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

### 特に配慮すべき事項

# 向日市教育委員会組織図

(平成 30 年 4 月 1 日現在)



**向日市教育委員会**  
 〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地  
 TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555  
 URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

## 図書館 向日市に住んでいる方、在学・在勤している方ならどなたでも借りることができます。

**開館時間**  
 ・午前 10 時～午後 6 時  
 開館時間以外の返却は、ブックポストをご利用ください。



**休館日**  
 ・月曜日 (休日のときは開館し、直後の平日を休館)  
 ・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月のときは次の火曜日)  
 ・特別整理期間 (不定期)  
 ・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

## 文化資料館 古代の都・長岡京について常設展示し、また向日市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を果たしています。

**開館時間**  
 ・午前 10 時～午後 6 時  
 (入館は午後 5 時 30 分まで)



**休館日**  
 ・月曜日  
 (休日のときは開館し、直後の平日を休館)  
 ・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月のときは次の火曜日)  
 ・展示準備期間 (不定期)  
 ・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

**入館料** 無料

## 天文館 天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型天体観測室とを備えています。

**開館時間**  
 ・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (入館は午後 5 時まで)



**休館日**  
 ・毎週月・火曜日  
 ・国民の祝日・休日、機械調整日  
 ・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)

**入館料** 無料 (プラネタリウムは有料)

# 教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



### ●学校教育や子育てについて

**スクールホットライン**

・教育委員会学校教育課内  
 ・月～金 8:30～17:15  
 ・931-6060 (直通)

### ●小中学生自身の悩み 子育ての悩みについて

**教育相談員**

・教育委員会学校教育課内  
 ・水・木 10:00～11:50 13:00～14:50  
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

**スクールカウンセラー**

・向陽小学校及び各中学校に配置  
 ・お問い合わせは、在籍している小・中学校に

### ●不登校児童生徒のための 自立支援について

**適応指導教室 (ひまわり広場)**

・向日市天文館内に開設 (水～金 9:30～12:00)  
 ・お問い合わせは、931-1111 (内線 803)

### ●子どもの発達や 障がいについて

**通級指導教室**

・各小学校、勝山中学校に設置  
 ・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、小・中学校に

### ●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

**教育支援委員会**

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、小・中学校に



古都のこころ 魅力のふるさと

# 向日市の史跡等

## ●竹の径

向日市特産の「孟宗竹」を使った竹垣の散策路。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500選」などに選ばれています。総延長は約1,800mで、京都府の文化的景観に選ばれています。



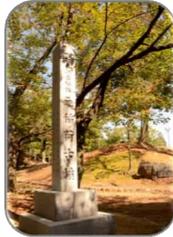
## ●寺戸大塚古墳

古墳時代前期の全長約 98mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



## ●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65 m、高さ約 7mの円形をしています。



## ●元稻荷古墳

古墳時代前期の全長約 94mの前方後方墳で、国の史跡に指定されています。



## ●須田家住宅

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家。京都府の指定文化財です。



## ●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには鶏冠井題目踊りが奉納されます。



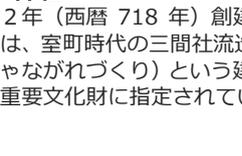
## ●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



## ●向日神社

養老2年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式で国の重要文化財に指定されています。



## ●中小路家住宅

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。国登録文化財です。



## ●物集女車塚古墳

古墳時代後期の全長約 46mの前方後円墳で、国の史跡に指定されています。毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



## ●森本遺跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土しました。



## ●五塚原古墳

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳で、国の史跡に指定されています。



## ●東院公園

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



## ●一文橋

長岡京市との市境、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



## ●大極殿公園（大極殿・小安殿跡）

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



## ●朝堂院跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。平成 4 年に国の史跡に追加指定された西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備されています。

